

置き重要事項に関与する仕組みを設けることができることとする。

- 金融関係法人、資金管理法人について、法人の財務状況を専門的に点検する体制の整備等を図り、内部ガバナンスを高度化する。
- 金融関係法人について、業務の特性を踏まえ、金融リスク管理に関連する業務に関し、金融庁が持つ専門性やノウハウの活用という観点から、金融庁検査がなじむ場合には導入することを検討する。
- 行政執行法人について、確実な事務・事業の執行を確保するため、法人の組織や業務全般にわたり、主務大臣が必要と認める場合には、法人に対する命令を発することができることとする。

2. 適正かつ効率的・効果的な財政資金の使用に向けた財政規律の整備

現行制度上、使途の公開が求められていない運営費交付金につき、以下のとおり、国の事前関与と事後評価を適切に組み合わせ、財政資金の効率的・効果的な使用を徹底するとともに、法人の説明責任を強化し、財政民主主義の趣旨が透徹されたものとする。

(1) 適正な財務運営のための共通ルールの策定

- 可能な限り具体化・定量化し、受益と負担の関係を考慮した自己収入の目標を的確に設定し、自己収入の増加と経営努力との関係を明らかにすることにより、目標達成に向けた経営努力を促進する。
- 本来の事務・事業の目的に沿った資金の活用を明確に義務付け、不適切な支出を防止するとともに、法人内部における不要資産の留保を防止する取組を強化する。
- 主務大臣の業務実績評価の結果を毎年度の交付金の算定に反映するなど、目標達成状況の予算配分等への反映促進のほか、監事等による法人の業務運営の適正さを担保する仕組みや会計基準等の見直しなど、他の制度改正とも連携させる。

(2) 法人の主体的な経営努力を促進する仕組みの強化

- 自己収入の増加分のうち経営努力の寄与の度合いが高いものについて、一定割合は交付金の算定の際に控除しないこととする。一方、目標不達成の部分については、次期以降の交付金の算定の際に実質的に削減する措置を講ずる。
- 剰余金の処理の際に、法人の業務と交付金の対応関係を明らかにした上で、目標を上回った自己収入増加分や、交付金の節減努力による利益につき一定割合について適切に経営努力を認める仕組みとする。また、一定の合理的理由が認められる場合には、中期目標期間を超える繰り越しを認める。

(3) 説明責任と透明性の強化

- 概算要求時及び年度計画において、法人の事業別の予算の積算（見積もり）を提出するとともに、その執行実績を事業報告書に添付・公表することを法人に義務付け、業務運営の透明性を向上させる。
- また、このことにより、事業別の予算の積算と執行実績の乖離を把握し、乖離について説明責任を課すとともに、経営努力の認定や不要財産の国庫納付を容易にする。

【法人の事務・事業の特性を踏まえた措置事項】

- 文化振興法人について、民間等の資金の活用を図り、国の負担を増やさない形で事業を充実し、必要な収蔵品を機動的・効果的に購入等するための仕組み（基金）の整備を検討する。
- 行政事業法人等の裁量性が低い事業について、運営費交付金が充てられている事業の内容を精査し、補助金等に切り替えることを検討する。
- 行政執行法人について、中期目標管理から毎年度の目標管理に変更することと併せ、運営費交付金による事業については、その業務の執行に対する額について、毎年度、積算に基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰り越しを認める。その他の事業については、事業の特性に対応した制度とする。

3. 実効性・中立性を確保した目標・評価の仕組みの見直し

政策責任者たる国（主務大臣）が目標を設定するものの、評価をしないという現行の在り方を見直し、法人の政策ツールとしての役割が的確に果たされるよう、事前関与と事後評価のバランスを図りつつ、主務大臣による実効的かつ一貫性のある目標・評価の仕組みを構築する。

また、新しい中立・公平な第三者機関による点検等と行政評価・監視や行政事業レビューなど既存の仕組みを効果的に組み合わせ、主務大臣の適正な対応を確保する仕組みとする。

(1) 評価主体の見直しや実効性の確保等

- 法人の中期目標期間の業務実績の評価主体について、政策の一貫性を確保するため、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会から主務大臣に変更する。
- 主務大臣が評価結果に基づき、中期目標の達成を目指す観点から法人に所要の指示を行うなど、実効性のある評価のサイクルとする。
- 目標設定の明確性・客観性や、評価の評語（SABC等）や基準について府省横断的に統一性を持たせるなど、主務大臣が行う目標・評価の実効性を上げるためのガイドラインの整備等の取組を行う。

(2) 中立性・公正性を確保する仕組みの整備

- 評価主体の変更と併せ、評価の中立性確保と恣意性を排除するための仕組みを整備することとし、第三者機関を、中立性・公正性が確保できる制度所管府省に設置する。第三者機関は、目標設定、中期目標期間の業務実績評価等について、中立性・公正性の観点から、主務大臣の対応を点検する。
- 評価結果については、第三者機関による点検を行うほか、行政評価・監視や行政事業レビュー等の手法について、評価事務の効率性にも配慮しつつ、各々の趣旨・目的を勘案してそれぞれの長所を適切に組み合わせ、効果的に実施する。

(3) 中期目標管理のサイクルの見直し

- 中期目標期間の評価結果について、次期中期目標の策定や法人の組織・業務の見直しに適切に反映できるよう、中期目標期間の終了時までには、評価及びそれに基づ